

ご契約先様各位

緊急事態宣言発令における当社の対応について

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

政府が3月28日（4月16日変更）に発表した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として、当社が展開する下記事業が含まれております。

・社会の安定の維持

企業活動・治安の維持に必要なサービス（警備、ビルメンテナンス等）

こうした政府の要請に従いまして、緊急事態宣言発令下においても、当社が展開する警備・ビルメンテナンス・その他委託業務等のサービスは従来通り適切に行ってまいります。

営業活動につきまして、契約先様に支障の無いよう従来同様の対応を行ってまいります。が、経理事務・営業部門で進めている時間差出勤、時短、テレワーク等非常時対応の影響でお電話がつながりにくくなる場合や各種手続きにお時間を頂く場合がございます。また、警備以外の付帯業務、ご要望につきまして、一部即応できかねる場合がございますが、現在の社会情勢を踏まえ、ご理解をお願い申し上げます。

当社では、ご契約先様と社員の安全確保を最優先に、社員の体調管理、感染拡大防止への取り組みを今後も徹底して行ってまいります。

以上

令和2年4月17日

東海安全安全警備株式会社